

栃木市立栃木北中学校寺尾地域スクールバス運行業務委託 仕様書

栃木市（以下「発注者」という。）は、本業務を受注者に依頼し、発注者は、受注者が適切に本業務を実施するために必要な事項を定める。

1. 業務の概要

- (1) 業務の名称 栃木市立栃木北中学校寺尾地域スクールバス運行業務委託
- (2) 業務の場所 栃木北中学校学区内（寺尾、吹上地区）
栃木北中学校：栃木市吹上町434番地1
- (3) 業務の期間 契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで
 - ・準備期間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
 - ・履行期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2. 委託業務の内容

栃木北中学校の生徒のうち、旧寺尾中学校区の生徒の登下校時の送迎業務とし、主な内容は次のとおりとする。

- (1) 車両の用意
- (2) 運転業務
- (3) 運行管理業務
- (4) 整備管理業務
- (5) 事故があった場合の処理
- (6) 車両の保管
- (7) その他バス運行に必要な業務

3. 運行形態

当該業務は道路運送法第4条の許可を受けた同法第3条第1号ロに規定する「一般貸切旅客自動車運送事業」で行うこととし、運行に必要な手続き等は、受注者が責任を持って行う。

4. 運行日

- (1) 授業実施日（祝日、長期休業中を除く月曜日から金曜日）
- (2) 部活動実施日（土曜日、祝日、長期休業中）
- (3) 学校行事等で使用する日（土日祝日、長期休業中も含む）

5. 運行日数

年間 300日を想定

- (1) 授業実施日 200日を想定
- (2) 部活動実施日 100日を想定

6. 使用車両

- (1) 使用車両は受注者が用意することとし、新車・中古車の限定は特にししない。但し、本仕様書に示す運行に支障のないものとする。
- (2) 使用車両は「7. 運行路線、便数及び運行時間」並びに「8. 走行距離及び停留所数」に示した内容に適したものとする。また、補助席を含め、利用生徒が全員着座のうえシートベルトを装着できる車両を使用することとし、マグネット等で前後左右面に当該スクールバスと認識できるようにすること。
- (3) 使用車両の保管場所は、受注者において確保する。

7. 運行路線、便数及び運行時間

- (1) 授業実施日（祝日、長期休業中を除く月曜日から金曜日）

全2路線

登校時1便（午前7時00分～午前8時00分）

下校時2便（午後4時00分～午後7時00分）

車両総数 2台

①寺尾南コース

1回の送迎業務に対し、最大24名の生徒の乗車が可能な車両 1台

②寺尾北コース

1回の送迎業務に対し、最大22名の生徒の乗車が可能な車両 1台

- (2) 部活動実施日（土曜日、祝日、長期休業中）

1路線、授業実施日に使用する車両 1台

午前の部 登校時1便、下校時1便

午後の部 登校時1便、下校時1便

（午前7時00分～午前8時00分、午前11時30分～午後1時00分、
午後4時00分～午後5時00分）

- (3) 登下校の発着時刻及び運行時間は現時点での計画時刻であり、正規時刻表及び運行時間は契約締結後に発注者、受注者及び学校とで協議して定めるものとする。また、季節や曜日、学校行事等により変更となる場合がある。
- (4) 部活動実施日の運行について、生徒が1台の車両に乗り切らなかった場合、授業実施日に使用する車両をもう1台追加して2台で運行する場合がある。また、その際の追加

費用の金額及び支払方法等については、発注者及び受注者との協議して定めるものとする。

8. 走行距離及び停留所数

(1) 授業実施日（祝日、長期休業中を除く月曜日から金曜日）

寺尾地域～栃木北中学校

- | | | | |
|---------|----|-----------|-----------|
| ①寺尾南コース | 片道 | 約 13.1 km | 停留所数 9 程度 |
| ②寺尾北コース | 片道 | 約 16.7 km | 停留所数 9 程度 |

(2) 部活動実施日（土曜日、祝日、長期休業中）

寺尾地域～栃木北中学校

- | | | | |
|----------|----|-----------|-----------|
| ①寺尾全体コース | 片道 | 約 13.0 km | 停留所数 3 程度 |
|----------|----|-----------|-----------|

9. 代替運行

受注者は、車両点検、修繕及び事故等により、車両が使用不能となった場合は、速やかに代替車両を配車する等適切な処置をすること。

10. 安全面及び衛生面への配慮

- (1) 生徒の安全確保を最優先とし、送迎業務を確実に行うこと。
- (2) スクールバスの車内を常に清潔に保つとともに、衛生面に配慮すること。
- (3) 道路交通法等の関係法令、規則等を遵守し、輸送の安全に努めること。
- (4) 教育委員会事務局担当課及び学校長と連携し、円滑な運行に努めること。

11. 緊急時の対応

- (1) 万が一事故が発生した場合は、生徒の安全確保を最優先し、警察に届けるほか、関係諸機関へ緊急連絡する等、受注者が責任を持って対応にあたること。
- (2) 自然災害等が発生またはその恐れがある場合は、教育委員会事務局担当課及び学校長と協議の上、対応を決めること。
- (3) 受注者は、発注者に起因するものを除き、事故等に関する本業務遂行上の一切の責任を負い、その内容及び対応方法等を発注者に速やかに連絡し、行った処理内容等を、処理後速やかに書面により発注者に報告する。

12. 責任者

- (1) 道路運送法第23条の2の規定により運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理の責任者を選任し、これを市に報告すること。
- (2) 道路運送車両法第50条第1項の規定により整備管理者を選任し、これを市に報告す

ること。

13. 安全・危機管理体制の整備

- (1) 受注者は本業務に際して、生徒に対して通学の便益と安全を提供するため事前に運転者を教育及び指導し、並びに危機管理に備えた体制を整えた上で運行を開始することとし、輸送の安全及び交通事故防止に努め、非常時(異常時)には速やかに教育委員会事務局担当課及び学校長に連絡するとともに迅速かつ適切な対応をとるものとする。
- (2) 受注者は、運行体制、危機管理体制等の計画書を作成し発注者に提出する。

14. 運行計画の変更

天災地変、天候(凍結を含む)、運行経路上の行事等やむを得ない事由により本業務の運行計画及びその他運行条件を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議のうえ決定する。

15. 運転手

- (1) 運転手は大型二種免許を有する、1年以上のバス運行の実務経験のある自社の社員とする。
- (2) 運転手は心身ともに健康な者とする。

16. 試験運行

受注者は、教育委員会事務局担当課及び学校長と協議の上、学校始業日までに試験運行を行うこととし、試験運行にかかる費用は受注者の負担とする。また、受注者は契約締結後、早急に、試験運転の日程、内容等を教育委員会事務局担当課と協議できる体制を整えることとする。

17. 任意保険の加入

- (1) 下記条件を満たす任意保険に必ず加入し、保険契約締結後、保険契約証の写しを発注者に提出すること。
- (2) 対人保険:無制限
- (3) 対物保険:無制限
- (4) 搭乗者傷害及び車両保険:適宜

18. 守秘義務

受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後も同様とする。

19. 本業務委託に含む主な費用

(1) 運行業務に係る経費

- ・ 運転手の雇用及びこれらに伴う一切の費用

(2) 運行管理に係る経費

- ・ 燃料費、油脂類、消耗品費その他運行管理に関する経費
- ・ スクールバス運行に関する各種公的手続等に係る経費

(3) 整備管理に係る経費

- ・ 車検及び法定点検の費用並びに車両の整備費、諸税
- ・ 日常の維持管理及び修繕に係る経費

(4) 事故等があった場合の処理に係る経費

- ・ 緊急時等の代替輸送に係る経費
- ・ 事故が発生した際の同乗者、対人及び対物損害賠償等の事故処理経費（任意保険加入経費を含む）

(5) 車両の保管に係る経費

(6) その他バス運行に必要な業務に係る経費

20. 委託料の支払

委託料の支払いについては、運行開始時からの月払いとする。（翌月払）
但し、準備期間にかかる費用は受注者負担とする。

21. その他

- (1) 受注者は、この業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (2) 運転業務日誌を作成し、1か月分をまとめて翌月10日までに提出(報告)すること。
- (3) 車検及び法定点検終了後には点検整備結果を提出すること。
- (4) 緊急事故等における連絡体制、事故処理体制、及び責任者を明確にしておくこと。
- (5) ドライブレコーダー(車内外)を設置すること。
- (6) 置き去り防止のための安全装置を設置すること。
- (7) 生徒が全員下車した後は忘れ物等がないかを確認し、発見した際にはただちに学校に報告すること。
- (8) 乗降時には必ず人員確認及び安全確認を行うこと。
- (9) 登下校時の便数は増減することがある。また、乗降する停留所やコース、運行時間についても若干の変更が生じることがある。
- (10) スクールバスを利用する生徒数の状況により、使用車両を変更する場合がある。
- (11) 使用車両を変更した場合や学校休業等により運行日数に変更があった場合には、契約金額の変更について、発注者、受注者協議のうえ決定するものとする。

22. 協議事項

この仕様書に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ決定する。